

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 6 月 7 日現在

機関番号：15201

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2010～2012

課題番号：22530972

研究課題名（和文）日韓音楽教育関係史に関する総合的研究—1945 年 8 月以降から現在までを中心に—

研究課題名（英文） A Comprehensive Study for the History of Music Education between Japan and South Korea since August 1945

研究代表者

藤井 浩基 (FUJII KOKI)

島根大学・教育学部・准教授

研究者番号：50322219

研究成果の概要（和文）：

1945 年 8 月以降から現在までの韓国の音楽教育史を整理しつつ、音楽教育をめぐる日韓両国のおもな関わりを、両国の音楽教育の基礎研究や研究・教育交流事例を通して明らかにし、日韓音楽教育関係史の構築を試みた。特に、めまぐるしく変化する韓国の動向を中心に、現代の日韓両国における音楽教育事情や諸課題について分析・検討し、日韓の音楽教科書をめぐる事例や多文化教育としての音楽科教育の日韓比較等を成果として発表した。

研究成果の概要（英文）：

This project examined the processes of music education in South Korea from August 1945 to the present. I showed that some epoch-making phases for the relationship of music education between Japan and South Korea and the reformed curriculum parallels scholarly research in Japanese and Korean music during the same period in terms of concepts and methods. I also suggested that the effectiveness of promoting socio-political partnership through music education in both countries.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2011年度	700,000	210,000	910,000
2012年度	800,000	240,000	1,040,000
年度			
年度			
総計	2,500,000	750,000	3,250,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：教育学・教科教育学

キーワード：日韓，音楽教育，関係史

### 1. 研究開始当初の背景

日本では、1998 年の日韓首脳による共同宣言を、日韓関係のひとつの転機とみなし、ここ 10 年の日韓交流の諸相を検証する試みが多くみられる。例えば、小針進『日韓交流スクランブル』（大修館書店、2008）等があげられる。

日韓の音楽教育に関する研究・交流も、この 10 年で著しく進展した。日本では、1998 年の学習指導要領改訂以降、小・中学校の音楽の教科書に、韓国の民族音楽や童謡が新たに収録された。韓国の音楽に関する一般書も相次いで刊行されている。

しかし、韓国の音楽教育の歴史的経緯や実

態を総合的にまとめた研究や文献はない。特に、音楽科教育に関しては、目下の交流実践や韓国の伝統音楽の教材化に関心が集中し、学習の必然性や拠りどころとなる、理論的な枠組みや歴史的な経緯については情報が乏しい。例えば、韓国の音楽科教育で伝統音楽が重視されていることは、日本でもよく知られており、韓国に学ぶべきという論調も聞かれる。しかし、その根拠となる韓国の音楽科教育課程について詳しく言及した文献や資料はわずかである。また、なぜ韓国の音楽科教育で伝統音楽が重視されるようになったのか、社会的、歴史的な背景を理解しなければ、比較は難しい。

本研究では、このような問題点をふまえ、現代の日韓音楽教育関係史を描きつつ、音楽科教育における韓国の音楽の取り扱いに資する、基礎研究の蓄積と積極的な情報発信を行いたい。その結果、日韓音楽教育関係史が、近現代を通じた大きな流れとして把握され、韓国の音楽に関する学習の理論的枠組み、交流進展の学術的基盤の構築につながるはずである。

現代の日韓の音楽教育交流事例については、海外での関心も高く、二国間の音楽教育関係史研究としても、先駆的なケーススタディになりうると思われる。

## 2. 研究の目的

1945年8月以降から現在まで、約65年にわたる期間の日韓音楽教育関係史を、総合的にまとめることを目的とする。当該期間の研究により、藤井がこれまで取り組んできた、近代以降の日韓音楽教育関係史研究が完結する。具体的には、まず1945年8月の植民地解放以降から現在に至る韓国の音楽教育史を整理する。その上で、音楽教育をめぐる日韓両国の関わりを、両国の音楽教育の基礎研究や研究・教育交流事例を通して明らかにし、関係史の構築をめざす。

## 3. 研究の方法

日韓両国における文献調査、音楽教科書の比較分析、韓国におけるフィールドワーク（初等学校、教員養成大学等での聞き取り調査等）を中心に実施した。

## 4. 研究成果

本研究では、1945年8月から現在までを対象に、日韓音楽教育関係史の構築を試みた。研究開始以降、韓国の音楽科教育を取り巻く状況がめまぐるしく変化したことから、まずはその実態をとらえ、情報発信・提供することを優先し、成果公開を行った。以下は、期間中に発表した複数の論文や国際学会における口頭発表の内容の骨子をまとめたものである。

### (1) 韓国の音楽科教育システムの変容

韓国では、長らく国の教育を規定してきた「国民教育憲章」(1968)と「教育法」(1949)に代わって、1997年に「教育基本法」、1999年に「初等・中等教育法」が制定された。1996年には、日本の小学校に相当する「国民学校」が「初等学校」へと名称変更された。同時期の1997年には第7次教育課程が公示された。その具体的な運用や教育内容には、上掲の2つの新法が反映された。韓国の教育課程は、1954年以来、約10年の間隔で改訂されている。この間隔は日本とほぼ同じだが、各校種において全学年一斉に実施されるのではなく、学年毎に順次実施されることが大きく異なる。

第7次教育課程公示からちょうど10年後の2007年に改訂された教育課程は「2007年改訂教育課程」とよばれる。2009年3月より教科毎、学年毎に順次実施され、音楽科では、2012年度移行予定の中学校第3学年、高等学校第2学年（選択）を残し、他の学年は2011年度現在、移行済みである。

ところが、最近になって、約10年の改訂の間隔が崩れる事態が生じた。2008年2月に就任した李明博大統領は、就任直後から独自の教育改革方針を打ち出した。それまでの「教育人的資源部」と「科学技術部」という2つの省庁は再編統合され、「教育科学技術部」に改められた。また、教育課程の全面的な改訂が指示された。そして翌2009年12月には、新しい教育課程が公示された。その教育課程は、「2009年改訂教育課程」とよばれ、すでに2011年度から段階的に導入されている。2011年度は初等学校第1、2学年、中学校第1学年が対象となっている。

2007年改訂教育課程の公示からわずか2年、しかも全学年での実施に至っていない状況下で、次の改訂が示されるという性急な変革に、学校教育の現場では戸惑う声も多い。

2009年改訂教育課程の特徴として、大きく掲げられている点に、「集中履修制の導入」があった。「初等学校・中学校では、道徳、音楽、美術、実科は特定の学期、学年で集中的に履修する」とされ、音楽もその対象となった。そして、音楽は美術と統合された教科群「芸術（音楽／美術）」を構成するという位置付けとなった。

これまでにない音楽科の存亡が問われる事態に、音楽教育界からも強い異論が起こった。当時、韓国音楽教育学会会長であった関庚勲は、ただちに「2009年改訂教育課程の問題点と音楽教育の意義」と題した論文を発表し、「正当性が欠如した教育課程を急いで確定・公示するならば、その被害はそのまま児童・生徒、保護者、そして未来の韓国社会に及ぶ」と批判した。

2011年8月9日には、2009年改訂教育課程に基づいた教科教育課程が公示され、これは「2011年改訂教科教育課程」とよばれるという。「2009年改訂教育課程」が総論だとすれば、「2011年改訂教科教育課程」は、教科毎の各論である。改訂の性急さが批判されながらも、2009年改訂教育課程は、各教科レベルで具体的かつ本格的に動き始めたのである。

## (2) 韓国における教育課程の改訂と音楽教科書

教科書は教育課程の改訂に準拠して作成される。教育課程の相次ぐ改訂に、教科書はその都度どのように対応しているのだろうか。

義務教育の初等学校、中学校では、教科書は実質的に無償である。学校の設置母体がい上げて支給する方法がとられている。教科書は正式には「教科用図書」といい、「教科書」「指導書」「認定図書」の3種類がある。「教科書」はさらに「国定教科書」「検定教科書」「認定教科書」の3種類に分けられる。国定教科書は、教育科学技術部が著作権をもち、編集者、執筆者を直接委嘱し編纂を行う。検定教科書は「教育科学技術部長官検定を受けた教科書」とされ、大学教員や初等・中学校教員、研究者らが民間の出版者と連携して執筆、編集に当たり、検定に合格したものである。認定教科書は、地方自治体の教育委員会レベルで認定され、初等学校、中学校では補助教材として用いられている。

従来、国定教科書が用いられてきた初等学校でも、最近では学年や教科別に検定教科書への移行が進められている。2007年改訂教育課程に準拠した教科書としては、2011年度より初等学校第5・6学年で新たに検定教科書が導入された。中学校では、国語や道徳、国史など一部の教科を除いて、第7次教育課程より検定教科書が導入されている。

2011年1月、教育科学技術部は「2010年教科書先進化プラン」を発表し、国定教科書から検定教科書へ、さらに認定教科書への移行を進める方向性を示した。規制緩和を行ない、柔軟な教科書の開発や透明性の高い検定審査、採択を促すという意図によるものである。

このような流れにあって、音楽の教科書の動向も大きく変わりつつある。2010年度から使用され始めた中学校第1学年の検定教科書(合格済)は、実に15社16種類となった。それまでは9社であったから、大幅に増えたことになる。また、新規に検定教科書となった初等学校第5学年では3社、第6学年では5社が合格した。一般に検定合格率は約5割といわれており、検定への申請がさらに多くなったことはいうまでもない。

どの教科書も、奥付を見ると音楽教育に携わる大学教員、研究者、各校種の教員等、概ね5名から10名程度が執筆者や監修者に名を連ねている。大学の研究者や教員人的ネットワークを軸としてチームが作られ、出版社と連携して検定を受ける教科書候補が作成される。したがって、教科書作成に直接携わる執筆者の絶対数が日本に比べ圧倒的に多い。

過当競争の印象もある一方で、それだけ多くの研究者や教員が主体的に教科書編集・執筆に関わり、出版社も積極的に参入しようとしている証であり、活気が感じられる。2011年7月3日付の『東亜日報』(電子版)には「梁宗模教授執筆の音楽教科書すべて検定合格」という記事が載った。釜山教育大学の梁宗模教授が編集代表を務める金星出版社の教科書が、初等学校第5、6学年、中学校第1、2学年、高等学校すべてで検定に通過したことが話題になっているという。音楽の教科書に関する話題がこのように一般紙で報道されること自体、教科書に対する韓国人々の高い関心の一端を示している。

教育課程の改訂は、教科書の内容にも大きな影響を及ぼしている。2007年改訂教育課程に準拠した音楽の教科書は、初等学校第3・4学年(国定)と中学校第1学年(検定)が2010年3月から使用され始めたが、上述のように、その前の2009年12月には2009年改訂教育課程が公示された。2011年8月に公示された「2011年改訂教科教育課程」に準拠する教科書は、2013年度からの使用にむけて作成されるという。

こうした状況を危惧する声も上がっている。2011年3月31日付の『国民日報』は、教科書作成に携わった教師の言葉として「教科書の執筆期間がとても短い。新しい教科書が出版されるには通常2、3年かかる。しかし、教科別の教育課程基準を作る時間などを除くと、実際の執筆期間は長くみてもわずか半年だ。半年の間で事前協議、執筆陣の構成、執筆、審議までなされる」と報じた。同紙は、検定の際、推敲や審議が不十分になっているのではないかと指摘する。

そのためか、誤りが指摘されるケースもみられる。教育科学技術部のウェブサイトには、教科書の質の維持と向上のためのモニタリングとして掲示板が設けられ、随時、一般からの質問や指摘を受け付けている。

以上は、拙稿「交流の時代における日韓の音楽教科書の現在」(『音楽教育実践ジャーナル』Vol.9 no.2, 2012, pp.67-74)で成果発表した内容であり、詳細については同稿を参照されたい。

しかし、その後も韓国の音楽科教育の制度は流動的であり、関庚勲著、藤井浩基日本語訳による「韓国における生涯学習としての音

楽教育～その最新動向～(『音楽文化の創造』vol. 66, 2013)では、2012年7月に韓国・教育科学技術部が、音楽と美術を集中履修制の科目から急遽除外したことが報告されている。

### (3) 韓国の教科書における日本の歌の導入

2010年3月から使用されている韓国の初等学校第3学年の教科書『音楽3』(国定)に、日本の《さくらさくら》が掲載された。これは2007年改訂教育課程に準拠した教科書である。これまで中学校や高等学校の教科書で、日本の音楽についてわずかにふれられたことはあったが、韓国の教科書に日本の歌が本格的に取り上げられたことは初めてで、実に画期的であった。ようやく韓国の音楽教科書に日本の歌が載る時代が到来したといえよう。

ただし、《さくらさくら》が日韓二国間という枠組みで単独に取り上げられたわけではない。『音楽3』では、単元「アジアの童謡旅行」の教材曲として、中国、フィリピン、イスラエルの歌も1曲ずつ取り上げられた。すなわち《さくらさくら》は、「アジアの童謡」のひとつという位置づけである)。2007年改定教育課程では初等学校の「歌唱」の活動において、第3学年から第6学年までの各学年で「外国の童謡を歌うこと」が示されている。第3学年はアジア、第4学年はヨーロッパ、第5学年はアメリカ、第6学年はアフリカと、学年別に対象地域が分けられている。

この背景には、音楽科の2007年改訂教育課程の重点項目のひとつである「多文化教育」への対応がある。『初等学校教育課程解説V』では「世界化時代の到来により世界の多様な文化の理解が急ぎ求められている。世界の音楽文化に対する理解を進めることは音楽教育の重要な目標の一つとなった」と示されている。関庚勲はその理由として、韓国における急速な多文化社会への移行を指摘し、具体的に次の3点を挙げる。第一に、急激な都市化による農村・漁村の青年の国際結婚問題、第二に、労働力輸出国から労働力輸入国への変化、第三に、北朝鮮脱出難民の継続的な増加である。こうした韓国の多文化社会問題については、最近、日本でも度々報道されている。特に第一の点では、中国や東南アジア諸国の女性が韓国の男性に嫁ぐ、いわゆる「結婚移民」が問題の中心となっている。つまり、外国人の増加に対応し、音楽科において外国の歌を積極的に取り上げ、韓国人の異文化理解と外国人の韓国社会への適応を図ろうとしているのである。

日本の歌や音楽については、少なくとも韓国が喫緊の社会的課題とする多文化社会への移行に直接関わっているわけではない。昨今の日韓交流の進展を背景に、アジアの音楽

として、日本の歌や音楽を含めないほうが不自然と考えられるようになったからと分析する。

2010年3月から使用されている中学校第1学年の教科書では、種類の多さに比例して、多様な日本の歌や音楽が取り上げられた。教育課程では、中学校第1学年で「アジアの民謡」の学習が示されている。16種類の教科書のうち、15種類が日本の歌を含めている。《さくらさくら》が最も多く、10種類で取り上げられている。そのほか《こきりこ節》《月》《ほたるこい》《かごめかごめ》《なべなべそこぬけ》が各1種類で取り上げられている。

アジアの他の国はどうだろうか。同じく中学校第1学年の教科書から、アジア地域の歌が取り上げられた数を国別でみてみたい。最も多いのは中国で、16種類すべてが取り上げている。次は日本で、上述のとおり15種類である。中国と日本が群を抜いて多い。そして、イスラエルが10、ベトナム、トルコ、インドネシアがそれぞれ9、フィリピンが8と続く)。これらの数からは、教科書に掲載されたアジアの歌を通して、韓国を取り巻く国際関係が見えてくるようである。

2011年3月から使用され始めた初等学校第6学年の教科書(検定)では、5社すべてが新たに歌舞伎を取り上げた。いずれも、韓国のパンソリと唱劇、日本の歌舞伎、中国の京劇、欧米のオペラ、ミュージカルを見開き2頁で写真とともに紹介している。改訂前、すなわち国定教科書時代から同学年では「劇音楽」の単元があったが、教科書では、オペラとミュージカル、それに韓国のパンソリと唱劇が取り上げられていただけであった。この度、日本の歌舞伎と中国の京劇が新たに加わったことになる。

以上のように、韓国の教科書では、これまでの西洋の音楽と韓国の音楽という二元的な枠組みに、新たにアジアの音楽が大きな位置を占めるようになった。日本の歌や音楽も引き続いて積極的に導入され、多様化している。

### (4) 多文化教育の視点から見た日韓音楽教育関係史

このテーマは、本研究を実施中の藤井に対して、韓国の芸術教育研究者で構成される(社)韓国芸術教育学会から、特に日韓音楽教育関係史の現代的な課題として研究の提案、要請があったものである。そして、2012年11月8日に韓国・仁川松島コンベンシアで開催されたAsia Economic Community Forum 2012 KAES (Korean Arts Education Society) Incheon International Symposiumに招待され、講演を行った。

多文化教育の視点で日本における韓国音楽の学習をとらえなおすことを試みた。

ニューカマーの増加で注目されるようになってきた「多文化共生」のための教育であるが、日本における「多文化共生」を念頭においた音楽科の授業実践は、まだこれからの状態である。しかし、韓国音楽の学習は、「国際理解」が標榜され、アジアの民族音楽の学習が本格的に始まった 1989 年の学習指導要領改訂以降、着実に積み重ねられてきた。また、教科の枠を越えて行われる「総合的な学習の時間」でも、韓国に関わる「国際理解」の学習や交流活動を、音楽や歌が積極的にリードしてきた。

一方で、研究者や授業の現場からは、「国際理解」の目的で行われる民族音楽の学習のあり方に疑問を呈する意見があることにもふれた。

2000 年以降、日本ではようやく多文化共生という視点で、韓国音楽に向きあうさまざまな取り組みが報告されるようになってきた。在日コリアンと日本人による音楽交流の事例も複数示した。

1989 年の学習指導要領を基点とすれば、日本の学校教育には、すでに 20 年以上の韓国音楽の学習の蓄積がある。今後、日本でも「多文化社会」は、確実に身近で現実的な問題として迫ってきている。はたして、他の国や地域の音楽の学習や交流に、韓国音楽ほどの蓄積があるだろうか。日本における韓国音楽の学習の地道な積み重ねは、今後、他の国や地域の外国人との音楽を通した多文化共生のあり方を考えるとき、この上ない示唆を与えてくれるはずである。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 6 件)

- ① 후지이코키 「일본에서의 다문화교육과 한국음악의 학습—그 변천과 과제—」  
『예술교육연구』 제 11 권 제 1 호,  
査読有 2013, pp. 15-34.
- ② 藤井浩基「日本における多文化教育と韓国音楽の学習—その変遷と課題—」, 査読有, *Asia Economic Community Forum 2012 KAES* (Korean Arts Education Society) *Incheon International Symposium*, 2012, pp. 21-34 (原文は日本語, 韓国語翻訳有)
- ③ 藤井浩基「交流の時代における日韓の音楽教科書の現在」, 『音楽教育実践ジャーナル』, 依頼論文, Vol. 9 no. 2, 2012, pp. 67-74

- ④ 藤井浩基「韓国の音楽教科書における日本の歌の導入—『さくら』の取り扱いを中心に—」, 『北東アジア文化研究』, 査読無, 第 33 巻, 2011, pp. 1-17
- ⑤ FUJII, Koki, “Korean Songs in Japanese Music Textbooks: Music Education and Japan-Korea Relationship since the 1980s,” *Asian Musicology*, 査読有, Vol. 16, 2011, pp. 43-84
- ⑥ 藤井浩基「地方からさぐる日韓音楽関係史研究—鳥取を接点とした試み—」『音楽文化の創造』, 依頼論文, Vol. 58, 2010, pp. 30-33

[学会発表] (計 3 件)

- ① 藤井浩基「日本における多文化教育と韓国音楽の学習—その変遷と課題—」, *Asia Economic Community Forum 2012 KAES* (Korean Arts Education Society) *Incheon International Symposium*, 招待講演, 2012 年 11 月 8 日
- ② FUJII, Koki, “Overcoming Colonialism: Japanese and Korean Reconciliation through Music Theatre in the Mid-20th Century”, *Association for Asian Studies 2012 Annual Conference*, 2012 年 3 月 16 日, Sheraton Centre Toronto, Canada
- ③ FUJII, Koki, “Singing Sakura Sakura and Asianizing Japan: Music Education and Multiculturalism in Contemporary South Korea”, *Association for Asian Studies 2013 Annual Conference*, 2012 年 3 月 16 日, Manchester Grand Hyatt, San Diego, USA

[その他]

翻訳  
関庚勲 (日本語訳: 藤井浩基) 「韓国における生涯学習としての音楽教育～その最新動向～」『音楽文化の創造』 Vol. 66, 2013, pp. 21-23

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

藤井 浩基 (FUJII KOKI)  
島根大学・教育学部・准教授  
研究者番号: 50322219

(2) 研究分担者 ( )

研究者番号 :

(3) 連携研究者 ( )

研究者番号 :